

農家のための

トラクター<sup>など</sup>をお持ちのみなさまへ

JA共済

# 『農機具包括保障プラン』

ご加入いただくと  
トラクター<sup>など</sup>の事故も  
その他農機具の事故も  
まとめて保障いたします

## のご案内です!

トラクター



田植機



コンバイン



農業用  
薬剤散布車



農機具包括保障プランとは、トラクターなどを主契約とし、季節農業用自動車保障特約を付加したものです。主契約の保障に加えて、所有・借用している農業用自動車のうち、田植機・コンバイン・農業用薬剤散布車にかかる賠償責任と自損事故による傷害を包括的に保障します。

3つの  
ポイント

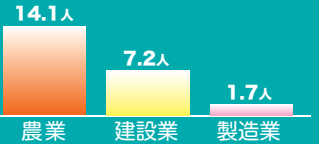
- 1 簡単な手続きで田植機・コンバイン・農業用薬剤散布車について“何台でも”保障!**  
台数に関係なく、一括保障します。1台ごとに手続きする必要はありません。保障内容は主契約の対人保障・対物保障・自損事故特約が適用となります。コンバインは、主として稲作に用いるものに限ります。
- 2 季節農業用自動車保障特約の支払いによる等級ダウンがありません**  
本特約から共済金をお支払いする場合は、ノーカウント事故としますので、主契約の割増・割引等級のダウンは発生しません。
- 3 かかった掛金は、青色申告の対象になります**  
所得税法上、農家が所有する自動車でもっぱら農業の用に供するもの(トラクター等)に対する自動車共済等の掛金は、農家の事業所得の必要経費として認められます。

# こんなケースがお支払いの対象になります。

農耕作業用小型特殊自動車は自賠責共済(保険)に加入することができません。  
以下のように自動車事故により他人を死傷させた場合など、  
高額な損害賠償責任を負うことになる恐れがあります。

農作業は  
意外に危険

就業中の事故による  
就業者10万人当たりの死亡者数



出典:平成22年度 食糧・農業・農村白書

## 相手方(ひと)への保障

## 相手方(もの)への保障

## ご自身のおケガ

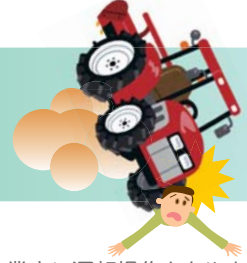
### 主契約



道路走行中に、運転操作をあやまって他人にケガをさせてしまった。



道路走行中に、自動車や街路樹と衝突事故を起こしてしまった。



農作業中に運転操作をあやまり、運転者自身がケガをしてしまった。

### 季節農業用自動車保障特約



※自損事故特則によるお支払いとなります。

## ご契約例 共済期間12か月の新規契約

- 主契約/トラクター
- 等級(事故有点数適用期間)/6D等級(0年)
- 対人賠償/無制限
- 対物賠償/無制限(免責0万円)
- 傷害定額給付/死亡200万円
- 季節農業用自動車保障特約/有(掛金3,880円)
- 割引/自動継続割引

共済掛金(一時払い)

# 12,170円

※平成29年4月時点の共済掛金となります  
※個人契約の場合

等級が進行した場合、  
掛金の割引があります!

例えば、10年間無事故だった場合、  
**掛金は7,860円に!**  
(一時払い、16等級(0))

7等級(0)	9,690円
8等級(0)	8,850円
10等級(0)	8,440円
12等級(0)	8,190円
14等級(0)	8,020円
16等級(0)	7,860円
18等級(0)	7,690円
20等級(0)	6,950円

※平成29年4月時点の共済掛金となります。

**【対人賠償】**自動車事故により他人を死傷させ、損害賠償責任を負った場合に、共済金をお支払いします。また、相手方が死亡された場合、相手方への香典や葬儀参列等に要する費用として、臨時費用共済金(15万円)をお支払いします。

**【対物賠償】**自動車事故により相手方の車や他人の物などをこわし、損害賠償責任を負った場合に、共済金をお支払いします。

**【傷害定額給付】**自動車事故により傷害・所定の後遺障害を被られたとき、または死亡された場合に、共済金をお支払いします。

**【自損事故特則】**ご契約のお車の保有者、運転者またはその自動車に搭乗中の方が、自損事故(その自動車が電柱に衝突したり、崖から転落した場合等)で死傷し、それによって生じた損害について、自賠責共済(保険)の支払い対象とならない場合に共済金をお支払いします。

## お手伝いの方・JAから借りた農機具、いずれも保障の対象です。

さらに!

- ご自身はもちろん、ご家族(別居含む)や作業を手伝っていただいている方なども、保障の対象となります。
- ご自身の所有されている農機具はもちろん、JA等から借用した農機具についても、保障の対象となります。



17359990042

この資料は概要を説明したものです。ご検討にあたっては、「重要事項説明書(契約概要)」を必ずご覧ください。また、ご契約の際は、「重要事項説明書(注意喚起情報)」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

お問い合わせは